

草加市安全安心まちづくり行動計画

平成30年3月

草 加 市

草加市安全安心まちづくり行動計画

目 次

第1章 「草加市安全安心まちづくり行動計画」の策定・・・1

- 1 「草加市安全安心まちづくり行動計画」策定の趣旨・・・・・・・・・・1**
 - (1) (旧) 行動計画・・・・・・・・・・1
 - (2) 条例に基づく行動計画の策定・・・・・・・・・・1
 - (3) 草加市の犯罪発生件数及び犯罪率の推移・・・・・・・・2
- 2 行動計画の位置付け・・・・・・・・・・3**
 - (1) 行動計画の位置付け・・・・・・・・・・3
 - (2) 草加市安全安心まちづくり推進協議会・・・・・・・・3
- 3 行動計画の期間・・・・・・・・・・3**

第2章 行動計画の基本理念及び実施体制・・・・・・・・4

- 1 基本理念・・・・・・・・・・4**
 - (1) 市の役割・・・・・・・・・・4
 - (2) 市民等の役割・・・・・・・・・・4
 - (3) 関係機関の役割・・・・・・・・・・4
- 2 「市民等の役割」の重要性・・・・・・・・・・5**
- 3 行動計画の実施体制・・・・・・・・・・6**
 - (1) 行動計画の実施状況・効果の確認及び検証の実施・・・・・・・・6

- (2) 優先課題及び目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 行動計画実施の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 計画期間中に実施する取組・・・・・・・・・・ 7

1 防犯意識の啓発促進・・・・・・・・・・ 7

- (1) 地域・学校・事業者・個人など様々な対象に応じた防犯意識の啓発活動の実施
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 外国人を対象にした啓発活動の実施・・・・・・・・・・ 10
- (3) 学生の防犯意識の啓発促進・・・・・・・・・・ 11

2 自主防犯活動の推進・・・・・・・・・・ 12

- (1) 自主防犯活動の拡充に向けた支援・・・・・・・・・・ 12
- (2) 自主防犯団体への加入促進に向けた支援・・・・・・・・ 13
- (3) 自主防犯団体間の結束・連携強化・・・・・・・・・・ 13
- (4) 自主防犯団体への犯罪発生情報の提供・・・・・・・・ 14
- (5) 青パトを利用したパトロール活動の充実・・・・・・・・ 15
- (6) 自主防犯団体の活動士気の高揚・・・・・・・・・・ 15
- (7) 自主防犯団体の活動成果の活用・・・・・・・・・・ 16

3 安全・安心感の向上につながる環境づくり・・・・・・・・ 17

- (1) 悪質な客引きや迷惑ビラ配布などの是正措置の強化・・ 17
- (2) 法令等で禁止されている風俗営業活動への場所提供の禁止・・ 18
- (3) 自転車盗対策の強化・・・・・・・・・・ 18
- (4) ポイ捨て対策の強化・・・・・・・・・・ 19
- (5) 屋外広告物適正化の強化・・・・・・・・・・ 20

4 総合的な防犯活動の推進・・・・・・・・・・ 21

- (1) 街頭犯罪抑止活動の強化・・・・・・・・・・ 21
- (2) 地域安全協定の見直し・・・・・・・・・・ 22

(3) 大学生による防犯に関する研究活動の促進	23
5 防犯に役立つ情報の発信	24
(1) 草加市あんしんメールのさらなる普及	24
(2) 市の広報媒体による防犯関係情報の掲載回数の増加	24
(3) 地域住民の集会での防犯啓発チラシの配布や講習会の実施	25
(4) 防犯に役立つ講習・研修への参加促進	25
(5) 消費生活相談の活用促進・相談窓口の周知強化	26
6 流行する犯罪への対応	28
(1) 特殊詐欺被害防止への対策及び啓発活動の強化	28
(2) 流行の兆しがある犯罪情報の早期収集の実施	30
7 子ども・青少年に関わる犯罪の防止	31
(1) 自主防犯団体等による登下校時の見守り活動強化への支援	31
(2) 学校、通学路など周辺環境の安全強化	32
(3) 未成年者による飲酒・喫煙防止啓発の強化	34
(4) 未成年者が巻き込まれやすい犯罪に関する情報の積極的な提供 及び教育の実施	36
(5) 未成年者の非行防止及び関係機関の非行に関する情報の共有化	38
(6) 子育てや非行、少年犯罪に関する支援制度・相談窓口の周知強化	39
8 犯罪被害者の支援・対策	40
(1) 犯罪被害者が必要とする行政手続の負担軽減化	40
(2) 犯罪被害者へのきめ細かな配慮の実施	40
(3) 犯罪被害者対策の研修会・講習会への市職員の積極的な参加	41
(4) 犯罪被害者支援制度や相談窓口などに関する広報強化	41
参考資料	43
1 草加市安全安心まちづくり推進条例（条文）	45
2 草加市安全安心まちづくり推進協議委員名簿	51

第1章 「草加市安全安心まちづくり行動計画」の策定

1 「草加市安全安心まちづくり行動計画」策定の趣旨

(1) (旧) 行動計画

草加市では、市内の治安情勢が悪化していた平成18年度に市民・市・警察が一体となって、安全で安心なまちづくりに取り組むための指標として「(第一次)草加市安全安心まちづくり行動計画」(以下「第一次計画」といいます。)を5か年計画で策定しました。第一次計画の策定後、市民・市・警察が一体となって、草加市の治安改善に取り組み、さらに、平成23年度に第一次計画を改定した「(第二次)草加市安全安心まちづくり行動計画」(以下「第二次計画」といいます。)を5か年計画で策定し実施しました。

(2) 条例に基づく行動計画の策定

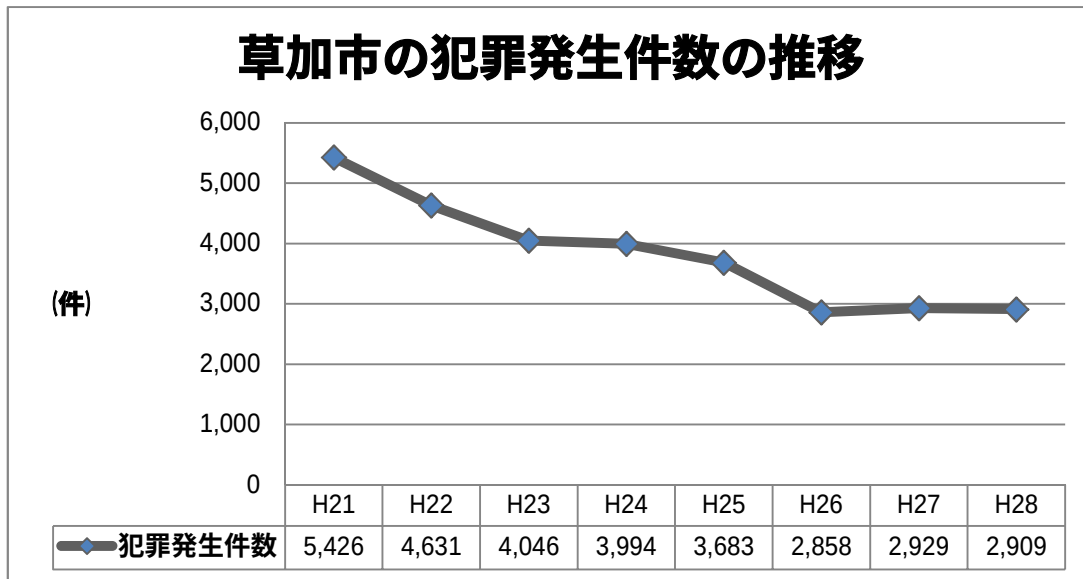
第一次計画、第二次計画の取組を指標として、市民・市・警察が一体となって防犯対策に取り組んだ結果、草加市の犯罪発生件数は、毎年減少傾向を維持しています。

しかしながら、平成28年度に行われた「草加市民アンケート」の結果では、市民が希望する草加市の将来像として「事故・犯罪対策の充実した街」が第3位に挙げられており、犯罪発生件数が減少したとはいえ、繁華街での悪質な客引きをはじめとする迷惑行為や自転車盗などの身近で軽視されがちな犯罪が減少していないことが、未だに草加市の治安に対して多くの市民が不安を感じる原因として考えられます。

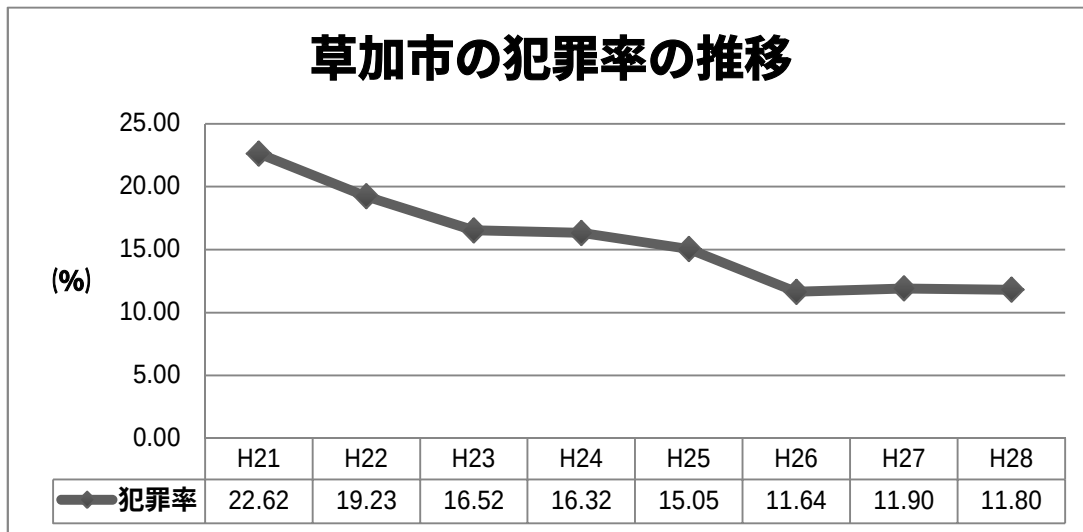
このような中、犯罪を防止し、地域の防犯力を向上させる環境の整備(安全安心まちづくり)に取り組むため、「草加市安全安心まちづくり推進条例」(以下「条例」といいます。)を、平成29年4月1日に施行し、条例第17条に「草加市安全安心まちづくり行動計画」(以下「行動計画」といいます。)を策定することを規定していること、また、地域の防犯力の要である自主防犯団体(※1)の高齢化や、近年、団体数の増加が鈍くなってきていること、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が未だ深刻であることを踏まえ、現在の社会情勢及び草加市の情勢に対応できる新しい行動計画を策定することとしました。

※1 自主防犯団体・・・町会・自治会など地域住民が主体となり、自主的に防犯活動に取り組む団体。

(3) 草加市の犯罪発生件数（※２）及び犯罪率（※３）の推移



※２ 犯罪発生件数・・・刑法犯として警察が把握した件数



※３ 犯罪率・・・人口１，０００人中何件の犯罪が発生したかという割合の数字。

人口が多い地域は、当然、犯罪も多くなるので発生件数だけでは地域の治安情勢を測ることはできないため、もう一つの指標として犯罪率も記載している。

【参考】平成２８年 埼玉県の犯罪発生件数及び犯罪率

犯罪発生件数 ： ６９，４５６件 前年比 －４，０００件（草加市は県内で第５位）

犯 罪 率 ： ９．６％ 前年比 －０．５％ （草加市は県内で第５位）

2 行動計画の位置付け

(1) 行動計画の位置付け

行動計画は、条例第17条に規定する、安全安心まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するための「安全安心まちづくりの推進に関する計画」として位置付けます。

(2) 草加市安全安心まちづくり推進協議会

行動計画は、条例第18条に基づいて設置された「草加市安全安心まちづくり推進協議会」（以下「協議会」といいます。）での協議を経て策定されました。

なお、同協議会は市の附属機関で、草加市の安全安心まちづくりに必要な活動に関する団体及び市民の代表で構成されています。

3 行動計画の期間

行動計画の実施期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、毎年、行動計画の進捗状況や実施の効果などを協議会で検証し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 行動計画の基本理念及び実施体制

1 基本理念【条例第3条】

「安全安心まちづくりは、市、市民等（※4）及び関係機関（※5）がそれぞれの役割を分担し、緊密に連携し、及び協力しながら一体となって推進するものとする。」

※4 市民等・・・市民、事業者、土地建物所有者等及び自主防犯団体をいう。

※5 関係機関・・・国、埼玉県、警察その他防犯に関する業務を行う公的機関をいう。

それぞれの役割について

(1) 市の役割

- ア 市民等の防犯意識が高揚するための啓発活動を積極的に行います。
- イ 防犯に関する情報・知識の提供や普及活動を積極的に行います。
- ウ 自主防犯団体への支援、安全安心まちづくりにつながる環境づくりなど必要な施策に取り組みます。
- エ 犯罪被害者に対する支援など社会情勢に応じて必要な施策について取り組みます。

(2) 市民等の役割

- ア 市民等は、「自分たちが、自分たちの街を守る」という意識の向上に努めます。
- イ 自主防犯団体や環境浄化活動への参加又は協力のほか、自宅玄関や自転車の施錠の励行、ご近所同士でのあいさつの励行など、まずは自分ができることから防犯につながる取組を行います。
- ウ 市及び関係機関が実施する防犯に関する取組に協力するよう努めます。

(3) 関係機関の役割

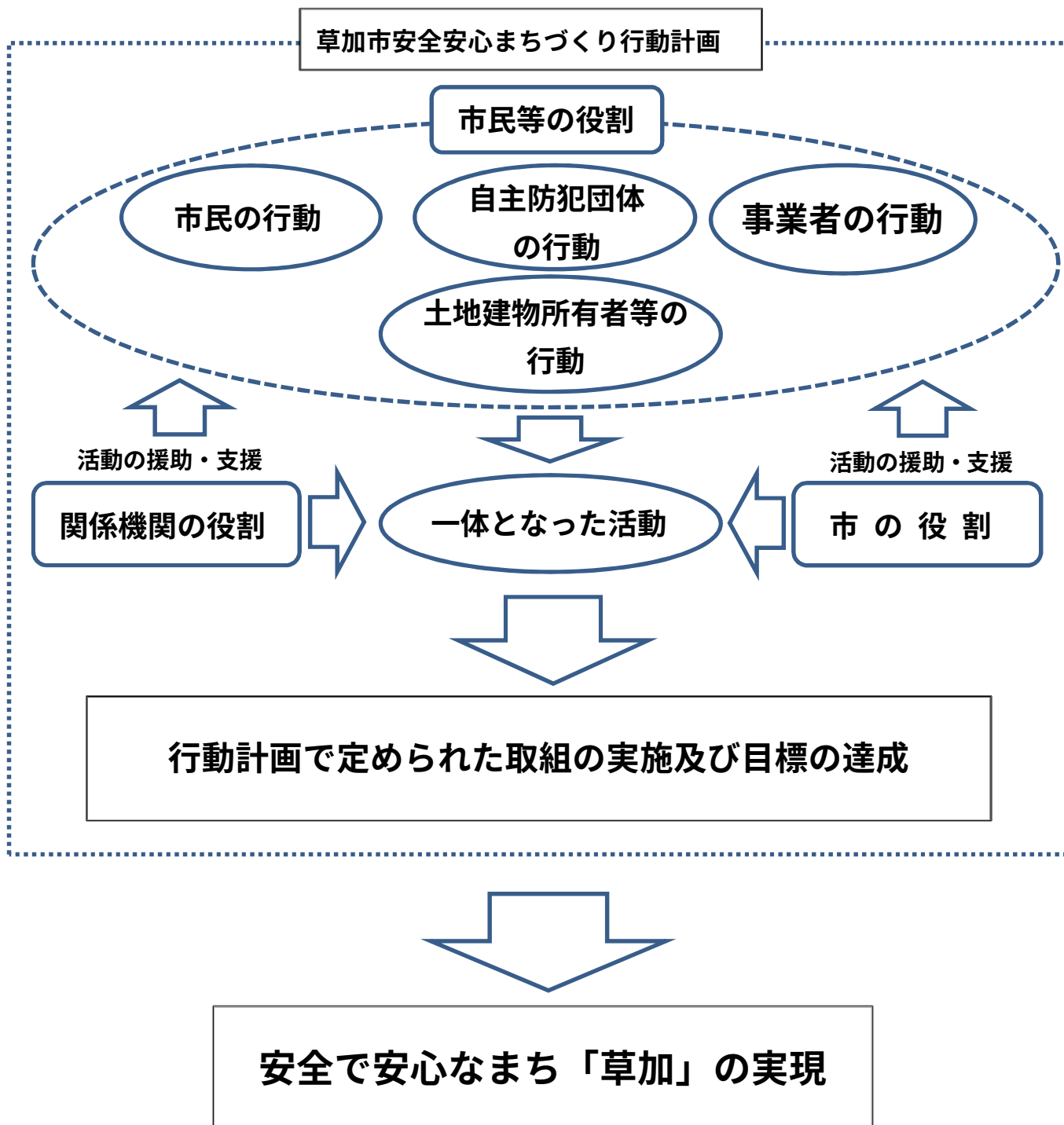
- ア 主な関係機関となる警察は、市民の生命・財産を犯罪から守るための警察基盤・警察活動の充実強化に努めます。
- イ 関係機関は、市及び市民等との連携を強化できるように努めます。
- ウ 関係機関は、行動計画に基づく取組への協力に努めます。

2 「市民等の役割」の重要性

基本理念にある「それぞれの役割」の中でも「市民等の役割」は、安全安心まちづくりにとって重要です。行動計画では、特に「市民等の役割」が効果的に実現できるような取組を実施していきます。

基本理念

安全安心まちづくりは、市、市民等及び関係機関がそれぞれの役割を分担し、緊密に連携し、及び協力しながら一体となって推進するものとする。



3 行動計画の実施体制

(1) 行動計画の取組状況・効果の確認及び検証の実施

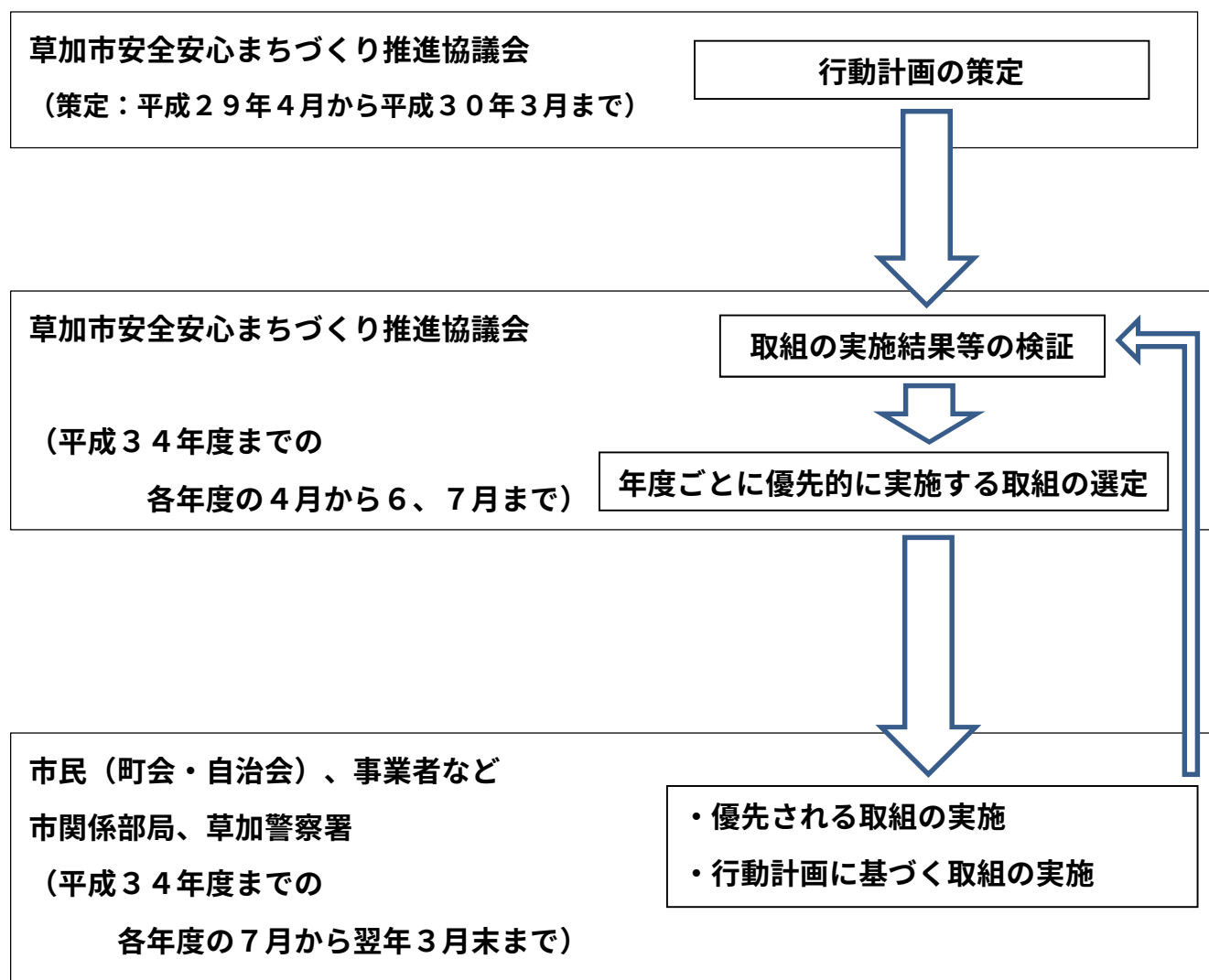
行動計画の取組状況・効果を確認及び検証するため、協議会で行動計画に掲げる取組の実施状況を報告するとともに、安全安心まちづくりに関する事項について意見を聴取しながら、行動計画の推進を図ります。

(2) 優先課題及び目標の設定

行動計画を確実に実施するため、年度ごとに行動計画の取組の中から優先的に実施する取組を選定します。

また、取組の成果が具体的に分かるよう数値目標を設定します。

(3) 行動計画実施の流れ



第3章 計画期間中に実施する取組

1 防犯意識の啓発促進

安全で安心なまち「草加」を実現していくためには、市民の防犯に対する自発的な取組が不可欠です。行動計画では、市民自らが「防犯」に対して関心を持つことが重要であり、「自分たちが自分たちのまちを守る」という意識の醸成を図る取組を行っています。

(1) 地域・学校・事業者・個人など、様々な対象に応じた防犯意識の啓発活動の実施

ア 街頭キャンペーン（防犯啓発品の配布、市・警察の啓発チラシの配布）の回数を増やし、防犯に対する市民の意識高揚を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会※6を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市及び警察は、犯罪被害防止を呼び掛けるチラシのほかに、自主防犯活動を紹介したチラシも作成し、同時に配布する。 ○防犯協会は、キャンペーン活動の回数を増やす。	○町会・自治会は、集会において、犯罪被害の防止や自主防犯活動など防犯に関連したチラシを積極的に配布するよう努める。 ○町会・自治会や自主防犯団体などは、街頭キャンペーンを主体的に行うよう努める。	○スーパーなど大規模な敷地を所有している事業者は、敷地内でのキャンペーンを業務に支障のない範囲で行えるよう協力する。 ○防犯関連のチラシやポスターの掲示について業務に支障のない範囲で協力する。

※6 防犯協会・・・正式名「草加八潮地区防犯協会」といい、地域住民の防犯意識を啓発し地域ぐるみの防犯活動を促進することを目的に組織化された団体。警察署の管轄区域を単位としており、協会より委嘱された「地域防犯推進員」が防犯ボランティアとして活動し、街頭キャンペーンなどの啓発活動を展開している。

イ 町会・自治会などの集会や催し物を積極的に活用して、地域住民の自主防犯活動への参加促進や防犯リーダー育成のほか、犯罪被害に遭わないための防犯に関する講習の回数を増やす。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市及び警察は、町会・自治会の集会や催し物などの機会を積極的に把握し、啓発活動を行う。 ○地域住民が関心を持つ内容の講習を実施する。	○町会・自治会は、市及び警察が実施する講習の機会を設けるよう協力する。 ○市民は、犯罪被害は他人事ではないと認識し、積極的に講習に参加して、防犯意識を高めるよう努める。	○事業者は、町会・自治会、市及び警察の取組に協力する。 ○事業者は、従業員が防犯に関する講習などに参加できるように配慮する。

ウ 学校においては、児童・生徒が犯罪に遭わないための情報提供を行うほか、清掃や落書き除去などの環境浄化活動への参加を児童・生徒に促し、規範意識と防犯意識の向上を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市及び警察は、学校周辺で発生した犯罪や不審者の情報を学校に提供する。 ○市及び警察は、学校で防犯に関する授業や講習が効果的に実施できるよう教育委員会と連携を図る。 ○市は、町会・自治会などが行う環境浄化活動の情報を学校に提供し、児童・生徒が活動に参加するよう促す。	○市民は、町会・自治会が行う地域の清掃活動等に参加するなどして住民同士の連帯感の醸成に努める。	○事業者は、従業員が地域で行われる環境浄化活動に参加できるように配慮する。

エ 事業者が、防犯に関する知識や反社会的勢力の不当要求に対処する知識などを習得できるよう、また事業所における防犯リーダーを育成できるように、市及び警察が連携して研修会の機会を増やす。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○警察は、反社会的勢力の不当要求などの対処方法を効果的に習得できるよう、市が実施する研修会に講師として経験豊富な警察官を派遣する。	○市民及び自主防犯団体は、事業者の反社会的勢力の不当要求を排除する取組に協力する。	○事業者は、不当要求に応じることが反社会的勢力の維持につながることを認識し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。 ○事業者は、反社会的勢力による不当要求などの対処方法について関心を持ち、積極的に市及び警察が主催する研修会などに参加する。

オ 個人でも防犯活動に参加できるよう、「そうか まち 見守り隊」などの個人が参加しやすい防犯活動の周知を積極的に行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、「そうか まち 見守り隊」の広報活動（市の広報媒体への掲載、市の各窓口チラシを設置）を強化する。	○防犯活動に取り組んでいない市民は、個人でも防犯活動に取り組める「そうか まち 見守り隊」の参加を検討する。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

カ 草加市防犯キャラクター「まもるくん」の積極的な活用を図り、市の防犯対策に市民が親しみを感じ、防犯意識の向上につながるようにする。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、「まもるくん」の活用方法を検討し、キャンペーン活動等に積極的に活用する。	○市民及び自主防犯団体は、市が行う「まもるくん」の積極的活用の取組に協力する。	○事業者は、市が行う「まもるくん」の積極的活用の取組に協力する。

(2) 外国人を対象にした啓発活動の実施

ア 外国語の防犯チラシを作成し、市役所内の国際相談コーナーに設置する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、外国語の防犯チラシを作成する。 ○市は、地域の外国人が孤立しないよう住民同士の交流を支援する。	○市民は、地域で生活している外国人との共生を常に意識するよう努める。	○事業者は、市の活動に協力する。

イ 草加市国際交流協会や獨協大学など関係団体と連携を図り、外国人の防犯意識の啓発又は防犯活動への参加を促す。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、草加市国際交流協会や獨協大学を通じ外国語防犯チラシを配布する。 ○市は、啓発活動に外国人の意見を取り入れていく。	○自主防犯団体は、地域で生活している外国人に防犯活動への参加を促すよう努める。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

(3) 学生の防犯意識の啓発促進

ア 多くの学生に防犯に対する関心を持ってもらうようにするため、大学等の構内（図書館・売店など）や市立図書館、学生が良く利用する飲食店等に自主防犯団体や防犯活動に関する冊子を配架する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、大学構内の施設に防犯活動に関する冊子の配架を大学に要請する。 ○市は、市立図書館など学生が多く利用する施設に冊子を配架する。	○自主防犯団体は、地域で生活している学生に防犯活動への参加を促すよう努める。	○飲食店などの事業者は、冊子の配架などの周知活動に協力する。

イ 自主防犯団体が行っているパトロールなどの自主防犯活動に学生が体験的に参加できる場を設け、学生の防犯意識の啓発を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、学生が防犯活動の体験的参加ができる機会を設けるため、自主防犯団体に協力を求める。	○自主防犯団体は、学生からの参加希望があった場合は、体験的参加を受け入れるよう努める。	○事業所は、自主防犯団体の取組の周知活動に協力する。

◎「1 防犯意識の啓発促進」に関わる目標値一覧

目標項目	直近値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
犯罪率増加の防止	11.78%	現状維持又は減少
防犯キャンペーンの増加	月2回平均で実施	月3回
防犯講話の実施回数の増加	平成28年度は5回	10回

2 自主防犯活動の推進

啓発活動により高まった市民の防犯意識を実際の活動につなげることも重要です。

行動計画では、市民や事業者の防犯活動の場として「自主防犯活動」を重視し、同活動を行っている「自主防犯団体」に対して、行政による支援の強化を行います。

(1) 自主防犯団体の拡充に向けた支援

ア 自主防犯活動補助金制度（以下「補助金制度」という。）の周知活動を強化する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、補助金制度の周知を強化する。 ○市は、町会・自治会の集会で補助金制度の説明を積極的に行う。 ○市は、補助金制度を利用していない町会・自治会に対して、制度のしおりなどを送付して活用を勧める。	○町会・自治会は、補助金制度を積極的に活用し、自主防犯活動の充実を図れるよう努める。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

イ 青パト（※7）所有の団体が拡充できるよう助成制度の周知活動を強化する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、各種団体が実施する青パト等の自主防犯活動に関する助成制度を調査し、自主防犯団体に情報提供を行う。	○町会・自治会又は自主防犯団体は、各種団体の助成制度を利用し、青パトを活用した防犯活動等に努める。	○事業者は、各種団体の助成制度を利用し、青パトを活用した防犯活動等に努める。

※7 青パト・・・正式名「青色回転灯装備車両」という。通常、一般の自動車に回転灯を装備することは、法令で禁止されているが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの認定を受けた団体は、自動車への青色回転灯の装備が認められる。

(2) 自主防犯団体への加入促進に向けた支援

ア 自主防犯団体の活動を取り上げた媒体（ＤＶＤ、冊子等）を市立図書館やコミュニティセンターなどに配架、配布する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、自主防犯団体の活動を紹介した媒体を市立図書館やコミュニティセンターなどに配架、配布する。	○自主防犯団体は、参加希望者の受け入れ態勢を整えるよう努める。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

イ 市内事業者の店舗などに自主防犯団体の活動を取り上げた媒体などの設置を要請し、自主防犯団体活動の周知強化を行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、市内事業者の店舗に自主防犯団体の活動を取り上げた媒体の設置を要請する。	○自主防犯団体は、周知活動に協力している事業者を訪問や見回るなどして連携の強化に努める。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

(3) 自主防犯団体間の結束・連携強化

ア 自主防犯団体間で先進的活動や活動時における問題点などの情報を共有できる機会を設定する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、参考となる自主防犯団体の活動を他の団体に紹介できるよう各団体の活動内容を詳細に把握する。 ○市は、団体間で情報を共有できる機会を設ける。	○自主防犯団体は、団体間で情報交換を行いながら、共通の課題について検討し、先進的な取組を積極的に取り入れ、自主防犯活動の充実に努める。	○事業者は、必要に応じて市や警察の取組に協力する。

イ 自主防犯団体の設立に関する相談窓口を設けて支援する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、自主防犯団体の設立を考えている人が団体の設立ができるよう支援する。 ○市は、体験的な参加ができるよう自主防犯団体に対して積極的な協力要請を行う。	○自主防犯団体は、地域で自主防犯活動を始めようとしている人に体験的な参加を促すよう努める。	○事業者は、自主防犯団体の取組の周知活動に協力する。

(4) 自主防犯団体への犯罪発生情報の提供

警察からの犯罪情報を、自主防犯団体や町会・自治会などの関係先に発信する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○防犯協会は、警察からの情報提供を受け、犯罪情報を速やかに自主防犯団体や事業者に発信する。 ○犯罪発生情報を必要としている提供先について、定期的に見直しを行う。	○自主防犯団体は、受信した犯罪発生情報を活用するなど、防犯活動を工夫する。 ○自主防犯団体は、犯罪発生情報を地域内で共有できるように努める。	○事業者は、受信した情報を従業員に提供し、防犯活動に活用する。

(5) 青パトを利用したパトロール活動の充実

ア 市は、青パトを所有していない自主防犯団体に青パトの活用を促す。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市及び防犯協会は、自主防犯団体へ所有する青パトの貸出を積極的に行う。	○青パトを所有していない団体は、市の青パトを利用してパトロールを行う。	○事業者は、青パトの駐車スペースを提供するなど、自主防犯団体の活動に協力する。

イ 青パト巡回時に広報する音声について、防犯・環境浄化・災害対応など多様化を図り、青パトの更なる効果的運用を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、警察と情報交換を行い、社会情勢に合わせた広報文を作成する。	○自主防犯団体は、市が作成した広報文を活用してパトロールを行う。	○事業者は、提供した駐車スペースに停車した青パトが広報活動を行えるよう協力する。

(6) 自主防犯団体の活動士気の高揚

ア 自主防犯団体が「自分たちが自分たちの住む街や地域を守る」という意識を持って活動していることを一人でも多くの市民に知ってもらえるよう、自主防犯団体の活躍を市広報媒体で取り上げるなど広報活動を積極的に行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、活発な活動を行っている自主防犯団体の活動を広く周知する。	○自主防犯団体は、市への積極的な活動報告に努める。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

イ 自主防犯団体又は会員に対する表彰制度の充実を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、功績の内容に応じ て、警察と協議を行い、団 体及び団体参加者などへの 表彰を行う。	○自主防犯団体は、積極的 に活動している会員につい て市に対して表彰の推薦を 行う。	○事業者は、必要に応じ て市や警察の取組に協力 する。

(7) 自主防犯団体等の活動成果の活用

自主防犯団体等が、防犯活動で落書きや少年のたむろ場所などの犯罪発生要因を発見した場合、市や警察に連絡・情報提供などして活動の成果を防犯対策に反映させる。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、自主防犯団体に落 書きなどの情報提供を要請 し、情報が提供された場合 は、速やかに落書きを除去 するなど対処する。 ○市は、自主防犯団体から 犯罪発生要因の通報を受け た場合は、速やかに警察へ 情報提供する。	○自主防犯団体は、防犯活 動中に犯罪発生要因を発見 した場合、市へ速やかに情 報提供する。	○事業者は、業務中に知り 得た犯罪発生要因について 市へ速やかに情報提供する よう努める。

◎「2 自主防犯活動の推進」に関わる目標値一覧

目標項目	直近値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
自主防犯団体数の増加	87団体	90団体
青パトを所有する自主防犯 団体数の増加	8団体	10団体
青パト貸出累計日数の増加	289日	300日以上

3 安全・安心感の向上につながる環境づくり

市内の犯罪の発生件数は減少していますが、草加市の安全・安心に対する市民の信頼感が高いとは言えません。行動計画では、市民の安全・安心感の向上につながる環境づくりに取り組みます。

(1) 悪質な客引きや迷惑ビラ配布などの是正措置の強化

ア 市民に対して草加市安全安心まちづくり推進条例の周知を強化する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、各駅前をはじめとする繁華街を重点とした条例周知キャンペーンを定期的に行う。	○市民は、悪質な客引きには毅然とした態度をとるなど、市民全体で迷惑行為を排除する機運を醸成していく。	○事業者は条例趣旨の理解に努め、悪質な客引きや迷惑ビラの配布を行わない。 ○事業者の組合及び協会などは、加入事業者に対して条例趣旨の周知に努める。

イ 防犯パトロールアドバイザーによる悪質な客引きや迷惑ビラ配布の是正、指導のさらなる効果的運用を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、防犯パトロールアドバイザーの夜間勤務を増やし、悪質な客引きや迷惑ビラ配布の是正、指導を強化する。	○市民は、防犯パトロールアドバイザーに悪質な客引きなどの迷惑行為について情報提供する。	○事業者は、防犯パトロールアドバイザーによる悪質な客引きや迷惑ビラの配布防止に協力するよう努める。

(2) 法令等で禁止されている風俗営業活動への場所提供の禁止

市内の土地所有者等は、条例第7条第2項の規定（※8）に基づき、法令等で禁止されている風俗営業を行おうとする者に場所を提供してはならない。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、違法な営業に土地、建物が提供されないよう宅建協会等と連携を図る。 ○警察は、違法な風俗営業の摘発を強化する。	○市民は、必要に応じて市や警察の取組に協力する。	○事業者は、条例第7条第2項の主旨を理解し、風適法関係法令により禁止されている営業の用に供する場所を提供しない。

※8 条例第7条第2項・・・土地建物所有者等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第1項又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第9条の規定により禁止されている営業の用に供する場所を提供してはならないものとする規定されている。

(3) 自転車盗対策の強化

ア 市民に対して、自転車にツーロックなどの施錠を行うよう呼び掛けるなど、自転車盗に対する防犯意識の啓発を行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、防犯に関するキャンペーンや町会・自治会などの集会を利用し、チェーンキーなどを配布してツーロックを呼び掛ける。	○市民は、自転車の盗難に遭わないようツーロックの励行など盗難対策を行う。	○事業者は、市の啓発活動に協力する。

イ 「自転車盗は犯罪である。」との啓発活動を積極的に行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、警察と連携し、「自転車盗は犯罪である。」との啓発を行う。	○市民は、地域や家庭内で「自転車盗は犯罪である。」との意識の醸成を図る。	○事業者は、市の啓発活動に協力する。

ウ 市・警察・事業者は、連携して自転車盗を発生させない環境づくりを推進する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、駐輪場の整備、照明設備の充実などを図り、レンタサイクルについては、民間事業者を含めて検討する。	○市民は、駐輪場を利用するなど自転車盗が発生しない環境づくりに協力する。	○事業者は、防犯カメラを設置するなど自転車盗が発生しにくい環境づくりに努める。

(4) ポイ捨て対策の強化

路上喫煙及びポイ捨て防止を広く呼び掛けるため、市広報媒体を活用し、市民意識の啓発向上を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、市の広報媒体や催し物を通じ、たばこ・空き缶等のポイ捨て防止の呼び掛けを強化する。 ○市は、電柱などを活用し、路上喫煙禁止区域及び路上喫煙アドバイザーによる監視を実施していることを周知する。	○自主防犯団体は、地域において、たばこ・空き缶等のポイ捨て防止の啓発を行う。 ○市民は、ポイ捨てをしないよう努める。 ○自主防犯団体は、地域の美化運動に協力する。	○事業者は、地域の美化運動に協力する。 ○事業者は、市の周知活動に協力する。

(5) 屋外広告物適正化の強化

ア 違法広告物を防ぐ機運を市民に醸成するために屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例の趣旨を市広報媒体に掲載するなど啓発活動を行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、適正な屋外広告物に関する啓発記事を積極的に市の広報媒体へ掲載する。	○自主防犯団体は、違法広告物の情報を市に提供する。	○事業者は、市の啓発活動に協力する。

イ 町会・自治会員及び自主防犯団体の参加者を対象に違法広告物の除却を行う身分証明書の発行を増やし、違法広告物の除却を強化する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、町会・自治会及び自主防犯団体に対して違法広告物の除却を行う身分証明書を発行する。	○町会・自治会及び自主防犯団体は、違法広告物の除却を行い、地域の環境美化に努める。	○事業者は、違法広告物を利用した宣伝活動を行わない。

◎「3 安全・安心感の向上につながる環境づくり」に関わる目標値一覧

目標項目
平成30年度、32年度、34年度で行われる市民アンケートで、草加市の防犯に関する項目の満足度が各年度のアンケートごとに上昇するよう努める。

4 総合的な防犯活動の推進

安全安心まちづくりは、市民・事業者・市・警察が一体となって防犯活動に取り組まなければなりません。行動計画では、連携の方法を具体化して実行します。

(1) 街頭犯罪抑止活動の強化

ア 体感治安の悪化をもっとも感じさせる街頭犯罪の抑止活動を警察が中心となって展開し、市民、事業者及び市は警察の活動に協力する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○警察は、交番を拠点として、犯罪の発生や110番通報へ早期に対応する。 ○警察は、パトカー等による警ら活動を強化する。 ○警察は、犯罪手口等の分析に伴う検挙活動を推進する。 ○警察は、犯罪発生状況などの情報を自主防犯団体等へ提供する。 ○警察は、防犯講話を活用して街頭犯罪の抑止方法を周知する。 ○警察は、発生分析等を行い、捜査による検挙活動を推進する。	○市民及び自主防犯団体は、警察の活動に協力する。	○事業者は、警察の活動に協力する。

イ 市民・市・警察による合同キャンペーンや合同パトロールの回数を増やして、連携の強化を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○警察は、より積極的に町会・自治会などが実施するパトロールやキャンペーンに警察官を派遣する。	○自主防犯団体はキャンペーンやパトロールへの参加を市民に促す。	○事業者は、合同パトロールに従業員が参加できるよう努める。

ウ より効果的な防犯対策が実施できるよう、市と警察との連携強化を進めるとともに国、県等に対して「関係機関」として協力を求める。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市と警察は、定期的な会合を実施し、効果的な防犯対策が行えるよう努める。 ○市は、国、県等に対して行動計画の取組を説明し、「関係機関」として協力を求めていく。	○市民は、市、警察及び関係機関の取組に協力する。	○事業者は、市、警察及び関係機関の取組に協力する。

(2) 地域安全協定（※9）の見直し

ア 地域安全協定を現在の社会情勢に合致するように見直して、さらなる効果的運用を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、現在の地域安全協定の内容が、現在の社会情勢に合致するよう全面的な見直しを行う。	○市民は、市の取組に協力する。	○事業者は、従業員に協定の内容を理解させ、効果的な運用を図る。

※ 9 地域安全協定・・・平成15年度より実施された協定。市内の公益事業に関わる事業者が交通事故や犯罪の発生、傷病人や迷い人等の救護を要する者を発見した場合、速やかに警察及び市に通報するなどの協力体制を定めた協定。

イ 地域安全協定の締結事業者を増やすと共に市民の認知度が高まるよう周知活動の努力を行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、地域安全協定の締結に協力が得られる事業者が増加するよう、協定内容の周知活動を積極的に行う。	○市民及び自主防犯団体は、地域安全協定の内容を理解するよう努める。	○事業者は、地域安全協定への締結に協力するよう努める。

(3) 大学生による防犯に関する研究活動の促進

草加市の地域性や特色を考慮した防犯に関する研究や論文の作成を大学生に奨励する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、大学生に研究や論文作成を奨励していく。	○自主防犯団体は、論文作成のために必要な実践活動の場を学生に提供するなど協力する。	○事業者は、論文作成のための実践活動の場を学生に提供するなど協力する。

◎「4 総合的な防犯活動の推進」に関わる目標値一覧

目標項目
地域安全協定の見直しを行い、見直し後の地域安全協定の締結事業者を15団体以上とする。

5 防犯に役立つ情報の発信

防犯に役立つ情報の発信は、行政や警察の重要な役割です。行動計画では、発信した情報のさらなる普及や伝達の迅速化を行い、より多くの市民等に届くよう普及を図るとともに、受ける側の市民等のニーズに合った情報を発信していきます。

(1) 草加市あんしんメールのさらなる普及

草加市あんしんメールの登録者をさらに増やすため、メールサービスの周知を強化する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、町会・自治会の集会や催し物などの機会を積極的に活用し、周知活動を行う。 ○市は、メールサービスのチラシを市役所各窓口に設置して周知の強化を図る。	○自主防犯団体は、メールサービスを登録して防犯活動に活用する。 ○市民は、メールサービスを活用して、犯罪に巻き込まれないように注意する。	○事業者は、市の周知活動に協力する。 ○事業者も従業員にメールサービスの登録を奨励するよう努める。

(2) 市の広報媒体による防犯関係情報の掲載回数の増加

防犯に関する情報が広く市民へ伝わるよう、市広報媒体に防犯関係の記事がより多く掲載されるよう努める。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、市広報媒体に防犯関係記事の掲載が増加するよう努める。	○市民は、広報媒体に掲載された情報を活用する。	○事業者は、広報媒体に掲載された情報を活用する。

(3) 地域住民の集会での防犯啓発チラシの配布や講習会の実施

防犯に関する情報の発信、周知する機会を積極的に活用する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市及び警察は、町会・自治会の集会や催し物などの機会を積極的に把握し、啓発活動を行う。 ○市は、市民が関心を持つ内容の講習を実施する。	○町会・自治会は、市及び警察が実施する講習の機会を設けるよう協力する。 ○市民は、積極的に講習に参加して、防犯意識を高める。	○事業者は、市及び警察が実施する講習の機会を設けるよう協力する。 ○事業者は、従業員が防犯に関する講習に参加できるよう配慮する。

(4) 防犯に役立つ講習・研修への参加促進

ア 「草加市安全安心アカデミー」や「そうか まち 見守り隊講習」など防犯に役立つ講習・研修の開催についての周知を強化し、参加者の増加を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、「草加市安全安心アカデミー」や「そうか まち 見守り隊講習」について広報活動を強化する。 ○市は、多くの人が関心を持つよう、講習内容を適宜見直す。 ○市は、より多くの人が講習の内容を知ることができるようインターネットでの配信などを検討していく。	○自主防犯団体は、会員に対して講習の参加を促す。 ○市民は、講習会に積極的に参加し、学んだことを、日々実践できるよう努める。	○事業者は、市の周知活動に協力する。 ○事業者は、従業員も含め防犯に関する講習などに参加できるよう配慮する。

イ 講習を個人向けの講習だけでなく、事業者向けの講習を行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、事業者が事業を営んでいく上で有用となる専門的な防犯情報が発信できるよう専門知識を持った講師などを講習に派遣できるようにする。	○市民は、必要に応じて市や警察の取組に協力する。	○事業者は、事業者向けの防犯講座に積極的に参加するよう努める。

(5) 消費生活相談の活用推進・相談窓口の周知強化

ア 市の消費生活相談窓口について周知を強化する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、市役所各窓口消費生活相談窓口の案内チラシを配置する。 ○市は、町会・自治会の集会や催し物の機会を活用し、周知活動を行う。	○自主防犯団体は、周知活動に協力する。 ○市民は、架空請求と疑われる場合などは、速やかに消費生活相談窓口相談する。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

イ 消費者ホットライン「188」(※10)の周知を強化する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、町会・自治会の集会、催し物の機会を活用し、周知活動を行う。 ○市は、「188」を表示した啓発品の配布などを行う。	○自主防犯団体は、周知活動に協力する。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

※ 10 消費者ホットライン「188」・・・全国に設置されている消費生活センターなどの消費生活相談窓口へ案内される全国共通の電話番号。

局番なしで「188」をダイヤルし、音声ガイダンスに沿って、住まいの地域の郵便番号を押すと、住んでいる地域の身近な消費生活相談窓口へつながる。

ウ 地域包括支援センターと連携し、消費生活センター相談員又は市職員を高年者福祉施設などへ講師として派遣し、消費生活に関する情報の提供や消費生活トラブルを防止する講座を実施する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、地域包括支援センターとの連携を緊密にし、高年者にも理解しやすい講座を実施する。	○市民は、講座に積極的に参加する。 ○自主防犯団体は、地域の高年者に参加を促す。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

◎ 「5 防犯に役立つ情報の発信」に関わる目標値一覧

目標項目	直近値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
草加市あんしんメール登録者数の増加	8,806件	9,300件
「草加市安全安心アカデミー」の受講人数の増加	59人	70人
事業者向け防犯講座の受講事業者数	実績なし	20事業者
「そうか まち 見守り隊」の登録者数の増加	43人	50人

6 流行する犯罪への対応

社会問題となっている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺（※11）への対策は、現在の重要な課題です。

行動計画では、特殊詐欺被害防止を図る取組を強化するほか、流行のおそれがある犯罪の情報を市及び警察が被害防止に役立てられるよう市民へ発信していきます。

(1) 特殊詐欺被害防止への対策及び啓発活動の強化

ア 特殊詐欺被害防止のための対策と被害防止を呼び掛けるキャンペーン等を積極的に行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市及び警察は、街頭キャンペーンや防犯講話の回数を増やし、高年者をはじめとするより多くの市民に特殊詐欺被害防止を呼び掛ける。 ○市及び警察は、広報媒体に特殊詐欺被害防止の記事を掲載し、被害防止を呼び掛ける。 ○市及び警察は、防災行政無線、あんしんメールを利用して特殊詐欺の手口等について情報を発信する。 ○市及び警察は、各種団体の広報紙に対して特殊詐欺被害に関する情報を提供し、掲載を要請する。 ○警察は、検挙活動（通称	○市民は、互いに特殊詐欺の被害防止に関する呼び掛けを行う。 ○町会・自治会は、一人暮らしの高年者が特殊詐欺の被害に遭わないよう把握に努める。 ○市民は、無人ＡＴＭで携帯電話を使用しながらＡＴＭを操作している者を見かけた場合は、積極的に声掛け又は警察に通報する。	○事業者は、活動場所の提供など市のキャンペーン活動への協力に努める。 ○事業者は、市及び警察の広報活動に協力する。 ○金融機関及びコンビニエンスストアは、ＡＴＭの利用者や預金を引き出して振り込もうとする客に対して注意を払い特殊詐欺被害防止に協力する。 ○金融機関は、警察直通電話（通称：ホットライン）を積極的に活用し、詐欺被害防止に協力する。 ○コンビニエンスストアは、特殊詐欺被害抑止ボードを活用し詐欺被害防止に努める。

：騙された振り作戦）を積極的に実施する。		
----------------------	--	--

※ 1 1 特殊詐欺・・・電話等を用いて、振込みやその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいい、振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺（金融商品等取引名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、異性との交際あっせん名目詐欺及びその他の特殊詐欺）を総称した詐欺。

イ 福祉施設や医療機関などにも特殊詐欺被害防止の啓発チラシを配布する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、特殊詐欺被害が高年者に多発していることから、福祉施設や医療機関に啓発チラシの設置を要請する。	○市民は、福祉施設や医療機関に設置された啓発チラシの内容を理解するよう努める。	○事業者は、市の啓発活動に協力する。

ウ 効果的な特殊詐欺の被害防止策を実施する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、予兆電話発生時に迅速な防災行政無線放送及びあんしんメールの配信を実施して、市民に被害防止を呼び掛ける。 ○市は、自主防犯団体などと連携を緊密にして特殊詐欺被害防止に向けた防止策を実施する。	○自主防犯団体は、市又は警察から特殊詐欺対策に関する協力要請があった場合は協力する。	○事業者は、市又は警察から特殊詐欺対策に関する協力要請があった場合は協力する。

(2) 流行の兆しがある犯罪情報の早期収集の実施

流行の兆しがある犯罪情報を早期に収集できるよう警察と協議、情報交換を積極的に行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○警察は、流行の兆しがある犯罪情報を積極的に市へ提供する。 ○市は、提供を受けた情報について市の広報媒体に掲載するなど市民への周知を行う。	○自主防犯団体は、流行の兆しがある犯罪情報を地域に周知する。 ○市民は、犯罪に巻き込まれないよう犯罪に関する情報に関心を持つよう努める。	○事業者は、市又は警察から発信される情報の周知に協力する。

7 子ども・青少年に関わる犯罪の防止

社会的弱者である子どもと将来を担う青少年を犯罪から守ることは、社会にとって重要な課題です。行動計画では、子ども・青少年を犯罪から守るとともに犯罪に巻き込まれないという意識を持たせる教育を行います。

(1) 自主防犯団体等による登下校時の見守り活動強化への支援

ア 登下校時の見守り活動を行っている団体の活躍を市広報媒体へ掲載し、見守り活動の重要性を広く市民に啓発する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、登下校時の見守り活動を行っている団体の活動を市広報媒体に掲載する。 ○学校は、児童、生徒が見守り活動をしている団体に対する感謝の気持ちを表す機会を設ける。	○市民は、見守り活動を実施している自主防犯団体の存在を認識し、自らも団体活動に協力するよう努める。 ○市民は、登下校時に児童や生徒が不測の事態に遭遇した場合に駆け込める「こどもひなんじょ」(※12)の登録に協力する。	○事業者は、登下校時に児童や生徒が不測の事態に遭遇した場合に駆け込める「こどもひなんじょ」の登録に協力する。

※12 こどもひなんじょ・・・地域住民・事業者・PTAなどに協力を得て、通学路周辺の民家、店舗などに設置している。なお、子ども・生徒が駆け込みやすくなるよう「こどもひなんじょ」の看板を掲示している。

イ 必要に応じて見守り活動時に警察官が参加する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○警察は、自主防犯団体の見守り時に警察官を必要に応じて参加させる。	○自主防犯団体は、警察の協力を通じて見守り活動を実施する。	○事業者は、見守り活動に参加するよう努める。

ウ 草加市ＰＴＡ連合会と連携し、各学校のＰＴＡに自主防犯団体の設立を奨励し、登下校時の見守り活動の強化を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、草加市ＰＴＡ連合会と連携し、各学校のＰＴＡに対して自主防犯団体の設立を促す。	○各学校のＰＴＡは、自主防犯団体の設立を検討する。	○事業者は、市及びＰＴＡの取組に協力する。

(2) 学校、通学路など周辺環境の安全強化

ア 学校による通学路の安全点検を定期的に行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○学校は、通学路安全指導調査を実施し、各学校長が安全を確認した通学路を指定する。 ○学校は、通学路図にはスクールゾーンや「こどもひなんじょ」の設置位置のほか、不審者や事件事故の発生場所などの情報を記入する。	○市民や町会・自治会は、通学路にある危険箇所を発見した場合は、市や学校に情報提供する。	○事業者は、通学路にある危険箇所を発見した場合は、市や学校に情報提供する。

イ 登下校中に事件・事故などの不測の事態が発生した際に児童・生徒が避難できる「こどもひなんじょ」の設置場所の増加に努める。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、「こどもひなんじょ」の有効性及び必要性を広く周知し、市民、事業者に設置協力が得られるよう努める。	○市民は、「こどもひなんじょ」の設置に協力する。	○事業者は、「こどもひなんじょ」の設置に協力する。

ウ 非常時に迅速な対応が取れるよう学校及び職員間の連絡手段の確保に努める。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○学校は、全小・中学校を対象に貸与している携帯電話を有効に活用して、緊急事態に対応する。 ○学校は、携帯電話のほかにメールシステムを活用して迅速な情報の伝達を図る。	○メールシステムにより情報を伝達された保護者は、情報を活用して子どもの安全を図る。	○事業者は、市の取組に協力する。

エ 市内の全小学校に設置されている「スクールパトロールステーション」を有効に活用し、学校の安全確保に努める。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○学校は、市内小学校に設置されているパトロールステーションの維持管理に努める。 ○市は、パトロールステーションの積極的な活用を市民に奨励していく。	○市民は、市内小学校に設置されているパトロールステーションに登下校の見守り活動のための資器材置場や打合せ、待ち合わせ場所として活用する。	○事業者は、市及び学校の取組に協力する。

(3) 未成年者による飲酒・喫煙防止啓発の強化

ア 未成年者の飲酒・喫煙は法律違反であるとともに、身体に悪影響を与えることを市の広報媒体などで啓発する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、広報媒体で啓発活動を行う。 ○防犯協会は、キャンペーンを活用して啓発活動を行う。	○自主防犯団体は、地域で、未成年者の飲酒・喫煙は法律違反であり身体に悪影響を与えるとの啓発活動を行う。	○事業者は、市の啓発活動に協力する。

イ 未成年者へたばこ及びアルコールが販売されないよう、年齢確認の徹底について飲食店や販売店に協力を要請する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市及び警察は、関係事業者の会合を通じて事業者に協力を求める。	○市民は、市、警察及び事業者の取組に協力する。	○たばこ及びアルコールを提供する事業者は、未成年者と思われる者に対しては年齢確認を行うよう努める。

ウ 青少年育成推進委員が、飲酒、喫煙及び薬物の使用防止を広く呼び掛けるなど啓発活動を実施する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、青少年育成推進委員会を定期的に開催し、青少年にとっての有害環境の浄化について協議すると共に、駅前等で飲酒、喫煙及び薬物の使用防止を呼び掛けるキャンペーンなどを実施する。	○市民は、青少年育成推進委員の活動に協力する。	○事業者は、青少年育成推進委員の活動に協力する。

(4) 未成年者が巻き込まれやすい犯罪に関する情報の積極的な提供及び教育の実施

ア 児童・生徒にインターネットやSNS（※13）が原因となる犯罪やトラブルなどについて教育を行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○学校は、インターネット及びSNSに関連した犯罪やトラブルに関する教育、講習を児童、生徒に対して積極的に行う。	○自主防犯団体は、地域内で啓発活動を行う。	○事業者は、犯罪やトラブルの原因となるインターネットやSNSの情報を発見した場合は、市や警察に情報提供する。

※13 SNS・・・ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスをいう。

イ 教職員が、児童・生徒に効果的な教育を行えるよう必要な研修を教職員に対して行う。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、各種教職員研修会などで、児童、生徒に対して行う教育に必要な知識を習得できるよう研修を実施する。	○市民は、市の取組に協力する。	○事業者は、市の取組に協力する。

ウ JKビジネス（※14）やインターネット犯罪など未成年者が巻き込まれやすい犯罪に関する情報を市の広報媒体に掲載する。

市及び警察の行動 （防犯協会を含む）	市民の行動 （自主防犯団体を含む）	事業者の行動
○警察は、未成年者が巻き込まれやすい犯罪に関する情報を市に提供する。 ○市は、提供を受けた情報を市の広報媒体などに掲載するなど市民に周知する。	○自主防犯団体は、地域内で、子どもや青少年がJKビジネスやインターネット犯罪に巻き込まれないよう啓発活動を行う。	○事業者は、市の周知活動に協力する。 ○事業者の組合及び協会などは、加入事業者に対してJKビジネス排除を呼び掛ける。 ○JKビジネスの情報を知った事業者は、警察又は市に通報するよう努める。

※14 JKビジネス・・・近年、大都市の繁華街を中心に女子高校生等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業行為。

エ 未成年者が犯罪に巻き込まれないための講習・研修を実施する。

市及び警察の行動 （防犯協会を含む）	市民の行動 （自主防犯団体を含む）	事業者の行動
○市は、親子で受講できる講座内容を検討する。	○市民は、講習会に積極的に参加し、子供や未成年者を地域全体で守っていくという意識を高める。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

(5) 未成年者の非行防止及び関係機関の非行に関する情報の共有化

ア 青少年育成推進委員による非行防止の啓発活動を実施する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、青少年育成推進委員会を開催し、青少年育成推進委員は非行防止や環境浄化を図る。 ○青少年育成推進委員は、見守り活動、地域パトロールを実施し、より多くの地域の人たちの協力を得て、青少年育成のための安全で良好な環境づくりを継続して進める。	○市民及び自主防犯団体は、青少年育成推進委員の活動に協力する。	○事業者は、青少年育成推進委員の活動に協力する。

イ 未成年者の深夜徘徊やたむろ場所など非行に関する情報について、非行防止の活動がより効果的になるよう、自主防犯団体・市・警察と共有化を図る。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市及び警察は、非行に関する情報の共有のあり方について協議し、自主防犯団体の防犯活動がより効果的になるよう必要な情報を提供するように努める。	○自主防犯団体は、防犯活動において未成年者の深夜徘徊やたむろ場所など非行に関する情報を発見した場合は、警察又は市に情報提供する。	○事業者は、業務中に非行に関する情報を知った場合は、警察又は市に速やかに通報するように努める。

(6) 子育てや非行、少年犯罪に関する支援制度・相談窓口の周知強化

ア 子どもや青少年に関する問題を家庭で抱え込まないよう、子育てや非行、少年犯罪に関する支援制度・相談窓口の周知を強化する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、子どもをあらゆる暴力から守るため、市内全小学校対象児童にCAPプログラム(※15)事業を実施し、子どもが成長していく過程において、信頼できる大人に相談することの大切さを子どもに理解させる。	○市民は、問題を抱えている家庭を発見した場合は、市又は警察に情報提供する。	○事業者は、市の周知活動に協力する。

※15 CAPプログラム・・・CAPは「Child Assault Prevention」の略。

子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム。

イ 青少年が悩みなどについて相談できるようカウンセリングを定期的実施する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)	市民の行動 (自主防犯団体を含む)	事業者の行動
○市は、カウンセリングを行い、実施後は相談記録を作成するとともに相談者に提言(適切なアドバイス)を行い、提言を実行するよう促していく。	○自主防犯団体は、地域内でカウンセリングの周知を行う。	○事業者は、カウンセリングの周知活動に協力する。

8 犯罪被害者の支援・対策

犯罪被害者への支援も、国・県・市と警察の大切な役割です。全国的に犯罪被害者への取組が本格化している中で、草加市においても行動計画で犯罪被害者への支援・対策について取り組んでいきます。

(1) 犯罪被害者が必要とする行政手続の負担軽減化

ア 市役所で手続を行う際に犯罪被害者の負担が軽減するよう、窓口の一本化又は市職員が手続を代行するなど、状況に応じた対応ができるよう努める。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)
○市は、犯罪被害者の行政手続の負担が軽減できるような市の窓口の一本化を検討する。

イ 手続に必要な事件の情報を市職員が警察から取得できるよう、市と警察が協議を進める。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)
○市及び警察は、犯罪被害者が市に支援を求めた場合、支援に必要な事件の情報を警察が市に提供できるよう手順を定めるなど、スムーズな情報提供が実施できるようにする。

(2) 犯罪被害者へのきめ細かな配慮の実施

犯罪被害者の申出に応じて、対応職員選定や別室を用意するなどきめ細かな配慮ができるよう対応マニュアルを作成する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)
○市は、対応マニュアルの作成を進める。

(3) 犯罪被害者対策の研修会・講習会への市職員の積極的な参加

国・県・警察が主催する研修会・講習会に市職員を参加させ、被害者対策に必要な知識・情報などの習得に努める。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)
○市は、犯罪被害者対策に必要な知識や教養を習得するよう研修会や講習会に市職員を参加させる。

(4) 犯罪被害者支援制度や相談窓口などに関する広報強化

犯罪被害者の支援制度や相談窓口に関する情報を市の広報媒体へ掲載する。

市及び警察の行動 (防犯協会を含む)
○市は、広報媒体を積極的に活用して犯罪被害者対策制度や窓口の周知に努める。

参 考 資 料

- 1 草加市安全安心まちづくり推進条例（条文）**
- 2 草加市安全安心まちづくり推進協議会委員名簿**

○草加市安全安心まちづくり推進条例

平成28年9月21日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、安全安心まちづくり（犯罪を防止し、地域の防犯力を向上させる環境の整備をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務並びに自主防犯団体の役割を明らかにするとともに、安全安心まちづくりに関する施策の基本となる事項及び迷惑行為の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 自主防犯団体 町会、自治会その他市内において安全安心まちづくりに関する活動を行う団体をいう。
- (5) 市民等 市民、事業者、土地建物所有者等及び自主防犯団体をいう。
- (6) 関係機関 国、埼玉県、警察その他防犯に関する業務を行う公的機関をいう。

(基本理念)

第3条 安全安心まちづくりは、市、市民等及び関係機関がそれぞれの役割を分担し、緊密に連携し、及び協力しながら一体となって推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項を基本として安全安心まちづくりを推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- (1) 安全安心まちづくりに関する意識の啓発に関すること。
- (2) 市民等による自主防犯活動の支援に関すること。
- (3) 安全安心まちづくりに配慮した施設等の普及の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりに関し市長が必要と認めること。

2 市は、前項の施策の実施に当たって、必要な体制を整備するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの安全の確保に努めるとともに、声かけ、清掃その他の活動を自主的に行うことにより地域の防犯力の向上に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に係る安全の確保のために必要な措置を講じ、施設周辺の巡回、清掃その他の活動を自主的に行うことにより地域の防犯力の向上に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（土地建物所有者等の責務）

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物に係る安全の確保のために必要な措置を講ずることにより地域の防犯力の向上に努めるものとする。

2 土地建物所有者等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第28条第1項又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年埼玉県条例第47号）第9条の規定により禁止されている営業の用に供する場所を提供してはならないものとする。

3 土地建物所有者等は、市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自主防犯団体の役割）

第8条 自主防犯団体は、安全安心まちづくりに積極的に取り組むとともに、地域の住民及び事業者が参加し、及び協力しやすい取組となるよう努めるものとする。

2 自主防犯団体は、市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自主防犯団体等への支援）

第9条 市長は、自主防犯団体等に対し、必要な情報の提供、技術的助言、活動に必要な物品等の支給等の支援を行うものとする。

（防犯活動事業者への支援）

第10条 市長は、市と協働して防犯活動に取り組む事業者と安全安心まちづくりへの協力に関

する覚書等を締結し、当該事業者に対し、必要な情報の提供、技術的助言、活動に必要な物品等の支給等の支援を行うものとする。

(公共の場所における禁止行為)

第11条 何人も、道路、広場、駅その他の公共の場所において、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「迷惑行為」という。）をしてはならない。

- (1) 拒絶の意思を示している者に対し、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為
- (2) 客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為を行うために、進路に立ちふさがり、追従し、路上においてたむろする等通行を妨げる行為
- (3) 次のいずれかに該当するものを掲載したビラ、パンフレットその他の物品を配布する行為
ア 人の衣服を脱いだ姿態、下着姿、水着姿等又は性的な行為を表す場面の写真又は絵であって、人の性的好奇心をそそるもの
イ 卑わいな文言、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表す文言その他の表示
- (4) 前3号に掲げる行為をさせる行為

(是正指導等)

第12条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、当該行為を是正するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に、前条の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者その他の関係人に質問させることができる。

3 前項の規定による質問を受けた者は、正当な理由がない限り、回答を拒んではならない。

4 第1項の規定による指導及び第2項の規定による質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(関係機関等への要請)

第13条 市長は、前条第1項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察に対し、情報の提供その他必要な援助を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係機関又は関係団体に対し協力を求めることができる。

(公表)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による指導を受けた事業者(法人その他の団体に限る。以下この条及び次条において同じ。)が正当な理由なく当該指導に従わないときは、その旨、当該指導の内容及び当該指導を受けた事業者の名称その他指導に従わなかった事業者を特定するために必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表に当たり、あらかじめ、公表される事業者に対し通知をして、その事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表に当たり、あらかじめ、第18条の草加市安全安心まちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

4 第1項の規定による公表の方法、第2項の通知の方法等は、規則で定める。

(土地等の提供者への通知)

第15条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表をされた事業者の営業その他の業務(第12条第1項の指導に係るものに限る。)の用に供されている土地又は建物を提供している土地建物所有者等に対し、当該公表の内容を通知するものとする。

(迷惑行為対策重点区域の指定等)

第16条 市長は、市民等と協働して迷惑行為の防止を図るための施策に重点的に取り組む必要があると認める区域を迷惑行為対策重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする区域及びその周辺の区域において居住し、又は営業を行う者の意見を反映させるため適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、重点区域を指定するときは、その旨、その区域及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、重点区域の指定の変更及び解除について準用する。

(推進計画の策定)

第17条 市は、安全安心まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するため、安全安心まちづくりの推進に関する計画(第19条において「安全安心まちづくり行動計画」という。)を策定するものとする。

(協議会の設置)

第18条 安全安心まちづくりを推進するため、草加市安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第19条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 安全安心まちづくり行動計画に関すること。
- (2) 第14条第1項の規定による公表に関すること。
- (3) その他安全安心まちづくりに関し市長が必要と認める事項に関すること。

2 協議会は、安全安心まちづくりに関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(関係者の出席)

第24条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第25条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他協議会の運営に関する事項)

第26条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第28条 市長は、重点区域内において、第11条の規定に違反して迷惑行為を行い、第12条第1項の指導に従わず、又は同条第2項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、50,000円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

草加市安全安心まちづくり推進協議会 委員名簿

	氏名	選出団体、役職名	備考
1	菊地 慶太	市民公募	
2	内田 佳伯	草加市町会連合会 副会長	副会長
3	晝間 泰昭	草加商工会議所 副会頭	
4	五十嵐 佳之	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉東支部 常務理事・業務支援委員長	
5	山田 恒久	獨協大学 法学部 国際関係法学科 教授	
6	山本 達夫	埼玉弁護士会 越谷支部 弁護士	会長
7	浅古 八郎	草加八潮地域安全推進連絡協議会 会長	
8	小野 良一郎	草加市PTA連合会 本部幹事・理事 八幡小学校PTA会長	
9	中島 浩之	埼玉県東部地域振興センター 県民生活担当課長	
10	田中 聖人	埼玉県草加警察署 生活安全課長	

草加市安全安心まちづくり行動計画

編集・発行 草加市市民生活部くらし安全課

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

T E L 048-922-3607 F A X 048-922-1030

E-mail : kurashianzen@city.soka.saitama.jp